

▶ 発寒清掃工場更新事業計画段階環境配慮書 審議結果概要(1回目審議:令和5年7月31日開催)

は前回(第3回)審議会後の追加回答						
項目	No.	委員名	区分	質問・意見等の概要	事業者回答の概要	
事業計画	1	坪田会長	質問	札幌市分の処理能力が減少している主な要因	現在の発寒清掃工場(以下「現工場」という。)における札幌市分の処理能力600トン/日が、更新後の発寒清掃工場(以下「新工場」という。)では560トン/日に減少しているが、どのようなことが一番の要因となっているのか。	札幌市では平成30年に「新スリムシティさっぽろ計画」を策定しごみの減量に努めているところであり、同計画の目標年度である令和9年度を考慮して処理能力を設定しています。例えば、廃石膏ボードも以前は本市の施設において受け入れていたが、受入れを止め民間でリサイクルをするようになりました。また、全国的に生ごみを原料としてバイオマス発電を行う技術もありますが、新工場は敷地が狭く、それが難しいこともあることから、人口減少を考慮して処理能力を設定しています。なお、今年で同計画の中間期の5年目ですが、当初の計画より減少してはいませんが、減少傾向ではあるため、その目標に向けてごみの減量に努めている状況です。
	2	坪田会長	質問	隣接する破碎工場との関係	今回の新工場は破碎工場の隣に建設されるとのことだが、隣同士になることによるメリット又はデメリットがあれば教えていただきたい。	駒岡清掃工場であれば破碎したごみをコンベアーで運ぶような連携がされているが、本事業では、これまでと同様、破碎した残渣はトラックに積んで新工場に運搬することになるため、多少距離が近くなるといった利点のほか、新工場から破碎工場へ防爆用の蒸気や電力などのエネルギーを供給し、有効活用を行っており、地下で共同溝の接続や配管などを敷設しているため、隣接する方が距離を短くできる利点があります。
	3	渡部副会長	質問	施設更新に伴う焼却炉の性能の変化	今回、新しい焼却施設に更新することによって、焼却炉自体の性能がよくなるということが計画の中に示されれば、周辺の影響ともリンクしたこととして理解が深まるのではないかと思っているが、焼却炉の性能がどのように変わるのか教えていただきたい。	焼却炉は、現在全国的な流れで高温高圧が主流となっています。発電量としては、現工場は1日当たり600トン燃やして、ごみの熱量を有効利用して定格で約5,000キロワットを発電しています。現在建設中の新駒岡清掃工場は高温高圧ボイラーを採用しており、同じ1日当たり600トンであります。定格で1万6,800キロワットの発電を予定しています。電力をCO ₂ に換算すると、CO ₂ も相当程度削減されるものと考えています。また、駒岡清掃工場では、真駒内地区に地域暖房がありますので、そちらに熱を送っていますが、新工場の場合は、周辺にそのような施設がないことから、発電に特化し可能な限りごみの熱を有効利用しようと考えてますが、基本計画で余熱利用についても検討していきたいと考えています。
	4	北岡委員	質問	処理能力増加に伴う建屋規模等への影響	現工場の処理能力は1日当たり600トンであるが、新工場は広域処理に伴い処理能力が40トン増加する。処理能力が増加することで環境に与える影響が今よりも大きくなるとか、建屋の規模が今より大きくなるといったことは生じないのか。	処理能力の増加により建屋が大きくなることはなく、現在の建屋と同程度の規模ではないかと想定しております。今回、かなり狭い土地に建設しなければならないが、現工場は今から31年前の平成4年に建設されたプラントであるため、技術の進歩も含めて、処理能力が640トン/日になっても建屋自体は大きくすることなく建設できるのではないかと考えています。 今後の基本計画の中で実際の配置やレイアウトを含めて検討していきます。
大気質	5	秋山委員	意見・質問	既設及び新設炉の重複稼働期間の有無、工事中における窒素酸化物の追加	今回の配慮書において大気質に関する評価内容自体は妥当なものと考えており、今後、方法書段階以降で詳細が決まってくるものと思われる。 工事終了後、既設と新設の炉の稼働の重複があるのか、重複した運転があるのであれば、重複した形での評価を行っていただきたい。 また、配慮書の4-3ページの選定項目の表において、方法書以降で検討する内容として、大気質では、工事中の建設機械の稼働・車両運行に伴う粉じん等や供用開始後の廃棄物の搬出入に伴う窒素酸化物に係る項目があるが、近隣にも住宅等があるという点から踏まえると、工事中においても稼働の機械と車両の台数等にも影響すると考えられることから、窒素酸化物等も評価の対象に加えてはどうか。	新工場の試運転期間のみ数か月程度、並行稼働の可能性はあるものの、新工場がしゅん工し、正式稼働後は、現工場の稼働を止める予定であるため、並行して稼働することは考えていません。 工事中の二酸化窒素等について、主に建設機械等から発生するものと考えられ、札幌市環境影響評価条例に基づく技術指針では項目となっていないものの、ご指摘のとおり必要な項目ということであれば、調査、予測及び評価を含めて実施することは十分可能でございますので、今後の手続において評価が必要と判断された場合には、実施させていただきたいと思っております。